条　例　案　提　出　書

神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年３月22日

神奈川県議会議長　　佐　藤　　光　殿

提出者　神奈川県議会議会運営委員会

委員長　小　島　健　一

委員会提出第６号議案

神奈川県議会委員会条例の一部を改正する条例

神奈川県議会委員会条例（昭和31年神奈川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表防災警察常任委員会の項中「安全防災局」を「くらし安全防災局」に改め、同表県民・スポーツ常任委員会の項中「県民・スポーツ常任委員会」を「国際文化観光・スポーツ常任委員会」に、「県民局」を「国際文化観光局」に改め、同表厚生常任委員会の項中「保健福祉局」を「福祉子どもみらい局及び健康医療局」に改める。

附　則

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に改正前の規定によって選任された防災警察常任委員会、県民・スポーツ常任委員会又は厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、改正後の規定によって選任された防災警察常任委員会、国際文化観光・スポーツ常任委員会又は厚生常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。この場合において、防災警察常任委員会、国際文化観光・スポーツ常任委員会及び厚生常任委員会の委員の任期は、改正前の規定によって選任された防災警察常任委員会、県民・スポーツ常任委員会及び厚生常任委員会の委員の選任時の任期満了の日までとする。

３　この条例の施行の際現に改正前の規定により置かれた常任委員会において審査中又は調査中の事件は、改正後の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

（提案理由）

神奈川県局設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管事項について所要の改正をしたいので提案するものであります。